

ミズベリングやすらぎ堤研究会 規約

(名称)

第1条 本会は、ミズベリングやすらぎ堤研究会（以下「本研究会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本研究会は、信濃川やすらぎ堤周辺の水辺空間の利活用を通じて、新たな利用を提案し、地域を活性化させていくことを目的とする。

(活動内容)

第3条 本研究会は、前条の目的を達成するため、やすらぎ堤周辺の都市・地域再生等利用区域の指定を求めるとともに、やすらぎ堤周辺でのにぎわい活動を実施・誘致するために下記事業に関する研究を行う。

- (1) にぎわい活動を実施する者へのアドバイス・調整等
- (2) にぎわい活動に自ら実施する事業
- (3) にぎわい活動の実施者を募集する事業

(組織)

第4条 本研究会の構成は、第2条及び第3条の目的、活動内容に賛同したメンバーから構成する。

(代表)

第5条 本研究会に代表をおく。
2 代表は、会員の互選によるものとし、会務を総括する。

(会計事務)

第6条 本研究会の会計事務は、新潟市まちづくり推進課が処理する。

(経費)

第7条 本研究会の経費は、各種助成金、協賛金等により運営する。

(事業計画)

第8条 第3条の活動内容に関する事業計画については、第4条の構成メンバーの2/3以上が参加する会合において決定する。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、本研究会の運営に関し必要な事項は、代表が本研究会メンバーに諮って定める。

附 則

本規約は、平成27年5月25日より実施する。

本規約は、平成30年7月6日より実施する。

本規約は、令和元年5月14日より実施する。